

平成30年1月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成30年1月18日（木）
開会：午前10時20分 閉会：午前11時30分
- 2 開催場所 第4委員会室
- 3 会議次第
 - 11月定例会議事録承認
 - 教育長職務代理者報告
 - 議案第1号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第2号 平成29年度大津市一般会計教育費11月第2次・人件費補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第3号 平成29年度大津市学校給食事業特別会計11月第2次・人件費補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第4号 大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第5号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第6号 教育長の職務代理に関する告示に係る臨時代理について
 - 議案第7号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第8号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会委員の委嘱に係る臨時代理について
 - 議案第9号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第10号 公文書公開請求に対する公文書部分公開決定処分に係る審査請求に対する棄却の裁決について（非公開）
- 4 出席委員
日渡委員（教育長職務代理者）、前田委員、八田委員
- 5 会議に出席した説明員
船見教育次長、丹羽教育監、南堀教育総務課長、伏見同課副参事、伊藤同課主任、飯田児童生徒支援課長、人見学校教育課長、本郷学校給食課長、押栗生涯学習課長、杉江文化財保護課長
- 6 会議に出席した事務局職員
西本同課主事
- 7 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 1人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長職務代理者が1月定例会の開会を宣言
市民憲章斉唱

議題の非公開 議案第10号について、非公開とすることを可決

1 1月定例会議事録承認 承認

教育長の職務代理に関する報告

○議案第1号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出に関する臨時代理について

○議案第2号 平成29年度大津市一般会計教育費11月第2次人件費補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について

○議案第3号 平成29年度大津市学校給食事業特別会計11月第2次人件費補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○南堀教育総務課長 議案第1号について、大津市教育公務員の給与に関する条例は、幼稚園の教員と指導主事の給与について定めているものであり、今般、人事院による給与勧告等に基づいて、別表第1の2つの給料表についての引き上げを行うものである。引き上げ率の内容については、添付資料を参照いただきたい。このほか、給与から控除できるものとして、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金を加えることについても改正するものである。

議案第2号及び議案第3号について、主に人事院勧告に準拠した給与改定の実施等に伴う職員給与費の変動に伴う補正予算となる。一般会計教育費については、このたびの補正金額は1566万5000円の増額、これにより補正後の総額は94億835万8000円となるものである。

また、学校給食事業特別会計の補正予算については、補正金額14万1000円、これにより補正後の総額は15億755万3000円となる。

【質疑】

○日渡教育長職務代理者 人事院の勧告に基づいてという説明があったが、人事院が実際に勧告したということで間違いはないか。

○南堀教育総務課長 人事院からの勧告があり、それに準拠して給料表の改定をしているものである。

【採決】 可決

○議案第4号 大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規制規則の制定に係る臨時代理について

○議案第5号大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について

【説明】

○南堀教育総務課長 議案第4号について、教育委員会の抱える課題が多岐にわたる中で、個々の教育課題について必要十分な審議時間を確保することが求められている。しかしながら、議決を要する議案の数は昨年度で約120件を数えており、審議時間に制約が生じているのが現状である。よって、必要な議案に十分な審議時間を確保することを狙いとして、教育委員会の議決を要する事項の範囲を見直し、教育長限りで意思決定して差し支えないと考えられ

る事項については、その権限を教育長に委任することとし、大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則について改正を行うものである。これにより、委任事項については教育長による迅速な意思決定を確保するという考え方である。

具体的には、第2条第4号の附属機関への諮問の決定に関することについては、「大津市行政不服審査会、大津市情報公開・個人情報保護審査会、大津市職員分限懲戒審査委員会及び大津市退職手当審査委員会への諮問の決定に関すること」に改正した。大津市行政不服審査会及び大津市情報公開・個人情報保護審査会への諮問については、処分庁である教育長に対し、上級庁である教育委員会が審査請求に対応すべきものであり、また大津市職員分限懲戒審査委員会及び大津市退職手当審査委員会については、職員に対し、懲戒免職等処分を行う権限を有する任命権者である教育委員会が自ら対応すべきものであるため、これらについては委任しないこととし、それ以外の附属機関に対する諮問については教育長に対し事務委任することとした。

同条第9号の附属機関の委員その他法令または条例に定めのある委員の任免並びに委嘱及び解嘱に関することについては、「大津市社会教育委員並びに大津市通学区域審議会、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会及び大津市教科用図書選定審議会の委員の任免並びに委嘱及び解嘱に関すること」に改正した。大津市社会教育委員並びに大津市通学区域審議会、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会及び大津市教科用図書選定審議会の委員については、事務の管理及び執行の基本的な方針、また児童・生徒の生命等にかかわる事項であるため、構成員を任命等する段階から教育委員会が主体的に関わっていく必要があるため、委任しないこととし、それ以外の附属機関の委員の委嘱解嘱について教育長に対し事務委任することとした。

また、議案第5号については、これに合わせて、大津市教育委員会事務決裁規程も関連する事項について所要の改正を行うものである。なお、「附属機関等の委員の推薦及び承認の依頼並びに任免」については、教育委員会の議決を要しないもののうち、「ア、附属機関の委員その他法令または条例に定めのある委員」と「イ、ア以外の委員」に分け、決裁権者としてアを教育長、イについては、これまでどおり部長、すなわち教育次長とした。

施行日は平成30年1月4日である。

【質 疑】

○日渡教育長職務代理者 組織は段々と複雑になってくるので、教育委員会よりも教育長が小回りのきく判断をすることで、大変良い改正だと思うが、今後、内部として教育長から教育次長、または監のほうに、内部で委任というのでも同時に進めていかないと、教育長が一人で受け皿になってしまい、小回りのきかない組織になる可能性もある。是非今後もこの決裁規程については見直しを随時行い、課長級も含めた内部委任も検討をお願いしたい。

○船見教育次長 事務分担等も検討の上、適切な形で意思決定が図れる形となるよう内部で議論し、適正かつ効率的な事務執行が図れるように協議をしていきたい。

【採 決】 可決

○議案第6号 教育長の職務代理に関する告示に係る臨時代理について

○議案第7号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

【説 明】

○南堀教育総務課長 議案第6号について、桶谷教育長が入院加療等により病気休暇を取得されることに伴い、本日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育委員会委員の日渡委員が教育長の職務を代理される。ただし、大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則第2条の規定により、職務代理者の職務のうち、大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項の規定により教育長に委任された事務は、職務代理者から大津市教育委員会教育次長、船見教育次長に委任されるこ

ととなる。教育長の職務の全てを職務代理者が執行するのではなく、会議の招集、議事進行等については職務代理者が行い、事務の総括、決裁事務等については教育次長がそれぞれ担当する執行体制となる。このことについて告示をするものである。

また、議案第7号について、このことに伴い、教育長名で発する文書については原則として教育次長名で発することとなるため、この際に使用する教育次長の公印を新調するために、大津市教育委員会公印規則について改正を行うものである。

【質 疑】

○日渡教育長職務代理者 職務代理が立つことによって、もともとの教育長の権限というものを職務代理者と教育次長に振り分けるという提案だったが、その振り分ける際の内容については、規定があるのか。また、職務代理を立てる都度の状況によって変わるのか。

○伏見教育総務課副参事 平成28年4月1日に新教育長の体制に移行する際の法律改正において、職務代理者が、常勤の職員ではなく教育委員会の委員からの選任に変わった。このことを受けて、非常勤の教育委員が全ての職務を担えないという前提のもと、常勤職員である教育次長に日々の事務の管理執行については委ねるという規則を定めた。これに基づいている。今回例示している振り分け内容は、同規則の組立によって成り立っているもので、都度変わるものではない。

○日渡教育長職務代理者 招集及び議事進行というのは、理解できる。また、専決についても、それ以下に委ねることできないので当然である。ただ、臨時代理については、一部内容を教育次長にというのは考えられないのか。

○伏見教育総務課副参事 技術的には可能と思う。しかしながら、臨時代理をする事項というのは、本来教育委員会会議で意思決定する必要のある事項であるため、実際に会議において意思決定にかかわる、教育長職務代理者が主体的に判断するのが望ましいと考える。

【採 決】 可決

○議案第8号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会の委員の委嘱に係る臨時代理について

【説 明】

○飯田児童生徒支援課長 議案第8号、大津市の附属機関でありいじめ対策に関する調査審議をする大津市小中学校いじめ等事案対策検討委員会につき、全員の任期満了に伴い新たに委員の委嘱をするものである。

委員の構成は、学識経験者6名としており、大学教授の方、弁護士の方、社会福祉士の方、臨床心理士の方、精神科の医師の方、警察官であった方の6名で設立をしている。2名が交代となる。任期は、平成30年1月1日から平成31年12月31日までとなる。

【質 疑】

○日渡教育長職務代理者 交代する2名は、どこかの団体の推薦か。

○飯田児童生徒支援課長 社会福祉士の方は、滋賀県社会福祉士会の推薦があったものである。弁護士の方に関しては、各所当たった中で、適任であるということをお願いした。

○日渡教育長職務代理者 6人委員がいるが、団体から推薦がある人とならない人は誰か。

○飯田児童生徒支援課長 推薦がある人は近藤委員のみである。その他の委員に関しては、それぞれの学識経験の中で個別に選定したものである。

○日渡教育長職務代理者 「警察官であった者」というのは、どういう枠組みか。また、表記については今一度、検討願いたい。

○飯田児童生徒支援課長 法律上で決まっているわけではない。様々な事案に関して警察組織等の学識が必要な部分があるため、設立当初に警察に相談したが、現役の方の選任が難しいため、退職された方のうちの適任として依頼したものである。表記方法については再度検討する。

- 前田委員 同委員は、特に子供と生活の面で関わりがあった部署から選んだのか。
- 飯田児童生徒支援課長 同委員は少年課等におられ子供の非行、問題行動等にも詳しいということをお願いした。

【採 決】 可決

○議案第9号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定に関する臨時代理について

【説 明】

○人見学校教育課長補佐 議案第9号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）が改正されたことに伴い、大津市学校運営協議会規則について所要の改正を行うものである。

主な改正点は4点ある。1点目、これまで協議会の委員の定数について、「対象学校の規模に応じて」15人の範囲内と定めているが、「対象学校の規模に応じて」という文言を削除するものである。規模のみならず地域や学校の実態を踏まえ、校長が適切な人数を検討し、意見書をもって教育委員会に人数を提案する形とした。

2点目、第3条の2において委員の任期を定めているが、これまで3年間となっていたものを1年間の任期とした。ただし、継続してお願いできる方については再任する形とした。これに伴い、現在既にコミュニティ・スクールを実施している学校の委員については3年間の任期でスタートしているが、一旦平成30年3月31日までの任期とし、平成30年4月から再度任命するという形で継続していくこととした。

3点目、第9条において対象学校の職員の任用に関して意見を述べる事項を定めているが、地教行法の改正に伴い、同法上、意見を述べることができる事項が「教育委員会規則で定める事項」となったことを受け、規則において定めるものである。具体的には、（1）対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項及び（2）対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項、としたものである。

4点目、学校運営協議会の設置校につき、新たに葛川小・中学校の学校運営協議会、上田上小学校の学校運営協議会を追加するものである。このことにより、これまででは4校において4つの協議会を設置していたが、7校において6つの協議会を置く形となった。

【質 疑】

○日渡教育長職務代理者 法律改正の趣旨をどのように読み取り、今回の改正に至ったのか。

○人見学校教育課長補佐 この事項については、国語教育に重点を置きたいので国語教育を得意とする教員を配置してほしい等、特定の個人の任免についての意見ではなく学校を組織としてより良くするための意見であるということが法律改正において想定されていることから、このような改正としている。

○日渡教育長職務代理者 法というのは、国民の総意の実現のためにあり、十分時間かけて議論をして、制定している。そのため、その議論の趣旨を教育委員会で具体的に書くというのが法と規則との関係だと思う。従い、本来は、その議論の経過を踏まえ、法の趣旨に則って定めたとということであるべき。事務局で議論して決めたということでは、法の趣旨を担保できるのか。

○人見学校教育課長補佐 文部科学省の説明においても、個人の教員の任用について意見を述べるものでなくて、学校の組織としての体制のあり方について、任用の一般的事項について意見を述べるものであるとの説明があり、法の趣旨には即していると捉えている。

○伊藤教育総務課主任 文部科学省のホームページにおける今回の改正についての解説文においても、「協議会による対象学校の職員の任用に関する意見は、地域とともにある学校づくりの観点から、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、地域住民等が協議会を通じて直接任命権者であることとしたものであり、対象学校の運営に関する基本的な方針を踏まえ、学校と協議会が実現しようとする教育目標等に沿った教職員の配置を求めるための重要

な機能」であるという説明がある。今回の改正は、これらを踏まえた上でのものである。

○八田委員 任期について、今まで3年であったものが1年となったが、元々任期の上限は決まっていたのか。

○人見学校教育課長補佐 定めていない。

○八田委員 任期については、運営協議会を整備していく中で、3年だと引き受けにくいのが1年であれば引き受けようという方も増えるのではないかと思う。ただ、現在3年任期で務めている委員が、平成30年4月までで一旦区切るとすると、モチベーションも変わってくると思うが、そのあたりには配慮しているのか。

○人見学校教育課長補佐 ご指摘の点は大切なことと考えている。それぞれの学校運営協議会においては、校長や地域の方の意見を聞く中で、3年間は長く引き受け手を見つけにくいという意見がある一方、3年間のほうが長期的な視点と覚悟を持ってできる、という意見もある。従い、再任という制度を活用し、中長期的に携わっていただける方にも、短期的に務めていただく方にも共に都合が良いように改正を行うものである。

○日渡教育長職務代理者 八田委員の意見は、3年で任命したにもかかわらず、規則を変えることにより一方的に任期を1年に変更するというような、不誠実さや理不尽さのようなものについての意見だと思う。一般的なルール上、遡って規則を適用することに問題ないのか。

○人見学校教育課長補佐 それらのことについては、学校運営協議会それぞれに訪問し意見の聴取をしている。今後コミュニティ・スクールを実施するところ、あるいは既に実施しているところについては、校長や地域の方に十分に説明をしていくつもりである。

○日渡教育長職務代理者 決めてから説明するのでは遅いのではないか。例えば教育委員でも、規則を変えたので2年で一旦辞めてくださいというのは、ルールの的にはどうなのか。

○八田委員 本来であれば、現在3年任期となっている方はそのまま、今後新たに任命する委員について、1年の任期を適用するというのが通常ではないか。

○山崎学校教育課指導主事 当初はそのように考えたが、議論の中で、たとえば、今回社会教育法の改正もあり地域学校協働活動推進員を新たに置くことになり、同委員で学校運営協議会委員と重なっている方もいる。地域学校協働活動推進員の任期は1年であるため、学校運営協議会が3年であると複雑になり、学校も地域の方も事務局もそのあたりの集約が難しくなってしまうのではという意見などがあり、一律1年にし、再任を可能とした。現在、便宜上、一旦任期は切るが、決してやめていただくということではないということをしっかり説明している状況である。

○日渡教育長職務代理者 心情論はわかるが法的に見た場合に遡及しても、不誠実にはあたらないのか。

○伏見教育総務課副参事 総務部も了解済みの内容であり、法的に可能である。

○前田委員 葛川小中学校では、小学校と中学校は別々であるが学校運営協議会はひとつとなっている。他にも、別々の小・中学校でコミュニティ・スクールを一緒にやっていきたいという話を聞くが、今後そのような場合はどう対応するのか。

○人見学校教育課長補佐 2以上の学校において共同で学校運営協議会を置くことができるということは定められている。今後のそういったケースも生じてくる可能性があるため、随時検討する。

【採 決】 可決

○議案第10号公文書公開請求に対する公文書部分公開決定処分に係る審査請求に対する棄却の裁決について

【説 明】

○南堀教育総務課長 議案第10号、平成29年2月13日付で表記の審査請求人から提起があった公文書部分公開決定処分に係る審査請求について、大津市情報公開・個人情報保護審査会の答申における判断と同様に、理由がないものとして、本件審査請求を棄却するものである。

本事案では、大津市立小中学校規模等適正化ビジョン策定支援業務委託に係る報告書の一切について情報公開請求があったが、具体的な統廃合パターンがわかる箇所については、市の検討過程における調査研究段階の情報であり、一般に公表することにより、市民や保護者の中で誤解や臆測が広がり、混乱を生じさせるおそれがあることから、部分公開の決定処分を行った。

その後、非公開とした部分についての開示を求める審査請求があり、昨年3月に大津市情報公開・個人情報保護審査会に教育委員会から諮問を行い、12月25日に答申があった。

答申の内容は概ね以下のとおりである。

「非公開とした学校統廃合パターン及び学校統廃合パターンが判断できる資料については本件ビジョンは平成28年12月に策定が終了し、公開されていることに照らすと、内部における審議、検討は既に終了したものである。よって、学校統廃合パターン及び学校統廃合パターンが判断できる資料は不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがある情報には当たらず、大津市情報公開条例第7条第5号に該当するとは認められない。

しかしながら、3、条例第7条第6号、本文の該当性について3段落目、統廃合パターンを公開することにより、市と地域住民の話し合いが難航し、学校規模適正化の進行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は首肯できる。学校統廃合パターンは市が行う事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると考えられる。学校統廃合パターンが判別できる資料は、現状維持、多用途転換、減築、統合、新設の際のコストや校舎面積等が記載されており、本件公文書に含まれる各学校のコストや校舎面積等のデータと照合すると、容易に学校統廃合パターンが特定できる。よって、学校統廃合パターンが判別できる資料は、学校統廃合パターンと同様に、市が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると認められる。

以上により、学校統廃合パターン及び学校統廃合パターンが判別できる資料は、条例第7条第6号本文に該当すると認められるため、非公開が妥当であるとする判断され、答申の1ページの大津市教育委員会の行った公文書部分公開決定について、実施機関の判断は結論において妥当である」。

教育委員会としては、大津市情報公開条例第20条第4項において「実施機関は、答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決をしなければならない」とあることから、裁決書のとおり、答申における同審査会の判断と同様に、理由がないものとして、主文のとおり、本件審査請求を棄却するものである。

最後に、答申の中で審査会の意見として、「本件は非公開決定がされた時点における実施機関の判断の適否に関してなされたものであり、関係学区ごとに今後協議を進めていく中で、非公開とする事情が消失すると思料するため、実施機関においては、非公開の根拠となった事情が消失することがあるといった公文書の特性を踏まえ、条例第1条が定める本市における市政情報の公開の目的を実現する観点から、非公開とする実施機関の判断を妥当であると当審査会が判断した学校統廃合パターン及び学校統廃合パターンが判別できる資料についても、適切な時期に、職権により、改めて公開の判断を行うことが望ましいものと思料」されている。

【質 疑】

○日渡教育長職務代理者 職権により判断を行うことが望ましいということは、いずれかの時期に判断を要するということか

○伊藤教育総務課主任 「適切な時期」に判断することとなるが、それは、大津市立小中学校規模等適正化ビジョンによって、地域合意があった時期になる。職権によりというのは、教育委員会が判断するものと捉えており、判断の上、公開すべき情報を提供する。

【採 決】 可決

閉会 日渡教育長職務代理者が1月定例会の閉会を宣言